

## 各務原市スポーツ大会出場者激励金交付要綱

(平成20年3月13日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市のスポーツ活動の振興を図るため、国際的又は全国的なスポーツ大会に出場する者に対し、予算の範囲内で激励金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 激励金の交付の対象となる者は、市内に在住し、又は在学する者で、スポーツ大会（国、都道府県、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、国際競技連盟又はその加盟団体等が主催する各種スポーツの国際大会、全国大会及び全国大会の予選会を兼ねた中部大会又は東海大会その他これらに相当する大会をいう。）に予選会若しくは選考会等を経て出場登録されているもの（監督及びコーチを含む。）又は全国組織若しくは岐阜県組織の競技団体の代表として出場登録されているもの（監督及びコーチを含む。）とする。ただし、各務原市教育委員会中学部活動に対する激励金交付基準に該当する場合を除く。

(激励金額)

第3条 激励金の額は、別表のとおりする。

(交付申請)

第4条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会開催日の属する年度の末日までに各務原市スポーツ大会出場者激励金交付申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会の開催要項
- (2) 大会に出場登録されていることが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(結果の報告)

第6条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに結果報告書を市長に提出しなければならない。

(取消し及び返還)

第7条 市長は、激励金の交付の決定を受けた者又は激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定を取り消し、又は激励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 激励金の交付申請又は使途に虚偽又は不正があったとき。

(2) 大会が中止になったとき、又は出場できなくなったとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日決裁)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市スポーツ大会出場者激励金交付要綱の規定は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成25年7月2日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年11月1日決裁)

この要綱中第1条の規定は決裁の日から、第2条の規定は平成35年1月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

大会区分		激励金の額 (1人につき)	団体出場の場合の上限額
国際大会	オリンピック大会	50,000円	300,000円
	世界選手権大会・ アジア大会	30,000円	200,000円
	その他国際大会に 相当する大会	20,000円	100,000円
全国大会	国民体育大会 (正 式競技・特別競技)	10,000円	100,000円
	国民体育大会 (公 開競技) その他全 国大会	5,000円	50,000円
中部大会又は東海大会その他 これらに相当する大会		3,000円	30,000円

別記様式（第4条関係）

各務原市スポーツ大会出場者激励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

住 所

申請者 氏 名 印

電話番号

各務原市スポーツ大会出場者激励金交付要綱第4条の規定により激励金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

大会名	
主催	
日時	
会場	
参加者人数 (市内在住者)	
添付書類	

振込先

銀行名		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
住所			
フリガナ 口座名義人			

## 振込先

銀行名		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
住所			
フリガナ 口座名義人			

## 振込先

銀行名		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
住所			
フリガナ 口座名義人			

## 振込先

銀行名		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
住所			
フリガナ 口座名義人			

## 振込先

銀行名		支店名	
預金種類	普通・当座	口座番号	
住所			
フリガナ 口座名義人			